

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 10 月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 1501867 号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 1600237 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における平成23年9月1日から平成25年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成23年9月から平成25年11月までの標準報酬月額については、9万8,000円から36万円とする。

平成23年9月から平成25年11月までの訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間②及び③について、請求者のA社における平成23年10月25日の標準賞与額に係る記録を10万円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を41万円とすることが必要である。

平成23年10月25日及び同年12月9日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和49年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：
① 平成23年9月1日から平成25年12月1日まで
② 平成23年10月25日
③ 平成23年12月9日

厚生年金保険の記録では、請求期間①に係る標準報酬月額の記録が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。また、請求期間②及び③において支給された賞与の記録がない。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録において、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額は当初9万8,000円と記録されていたところ、事業主は、請求者の平成23年、平成24年及び平成25年の算定基礎届に係る事務手続を誤ったとして、請求期間①に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成28年1月に算定基礎訂正届を提出しており、厚生年金保険法第75条本文の規定により、訂正後の標準報酬月額（36万円）は年金額の計算の基礎とならない記録となっている。

また、定時決定は、病気欠勤等によって4月、5月、6月に報酬を全く受けない場合及び報酬の支払基礎日数が4月、5月、6月の3か月とも17日未満の場合は、年金事務所において従前の標準報酬月額により決定する旨の取扱いとなっているところ、A社から提出された賃金台帳に

より、請求者は、平成 23 年 3 月から平成 26 年 4 月まで出勤していないこと及び平成 23 年 6 月に有給休暇を 5 日分取得し、支払基礎日数 5 日分の報酬が支給されていることから、請求者の平成 23 年 9 月から平成 25 年 11 月までの標準報酬月額については、同社から提出された算定基礎訂正届のとおり従前の 36 万円であることが確認できる。

一方、オンライン記録により、請求期間を含む平成 23 年 * 月 * 日から平成 26 年 * 月 * 日までの期間について、A 社の事業主は、請求者に対し厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できるところ、事業主から当該申出があった場合は、同法第 81 条の 2 の規定により、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間①は、同法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の平成 23 年 9 月から平成 25 年 11 月までの標準報酬月額については、従前の 36 万円とすることが必要である。

請求期間②及び③について、A 社から提出された賃金台帳により、請求者は、当該期間において、同社から賞与が支給されていることが確認できる。

また、上述のとおり、請求期間②及び③は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、保険料の徴収が免除された期間である。

以上のことから、請求期間②及び③に係る標準賞与額については、A 社から提出された賃金台帳で確認できる賞与額から、平成 23 年 10 月 25 日は 10 万円、同年 12 月 9 日は 41 万円とすることが必要である。